

## 平成 28 年度第 1 回療育支援専門部会 議事概要 (H28.6.24)

### 1 開 会

障害福祉課長挨拶

### 2 議 事

#### 議題 1 報告事項

- ① 障害福祉計画（療育支援関連）の進捗状況について
- ② 児童福祉法の改正について
- ③ 療育手帳取得に係る知能検査結果の開示について

#### 議題 2 審議事項

- ① 千葉県障害児等療育支援事業について
- ② 平成 29 年度重点事業（療育支援関連）について

### 3 その他

（出席）小野委員、久保寺委員、小島委員、佐瀬委員、佐藤委員、新福委員、鈴木委員、田熊委員、田中委員、時田委員、西牟田委員、前本委員、吉田委員  
（欠席）石井委員、谷口委員、二瓶委員、松井委員、渡邊委員

(20:02 終了)

### ○会議概要

#### ・委員の紹介

#### ・古屋 障害福祉課長の挨拶

お忙しいところ、今年度、第 1 回の療育支援専門部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。昨年度は障害児等療育支援事業をはじめ、療育支援に係るさまざまな課題についてたくさんの議論をいただきました。また、先般、国会において児童福祉法の一部を改正する法律が可決され、障害児支援のサービスの拡充が図られていくこととなりました。今年度も新たなメンバーもお迎えしまして精力的なご議論を期待していただきたいと思います。なお、本日は、1「障害福祉計画の進捗状況」、2「児童福祉法の改正」、3「療育手帳取得に係る知能検査結果の開示」、4「千葉県障害児等療育支援事業」、5「平成 29 年度重点事業（案）」、6「平成 28 年度重点事業（案）」についてご審議いただく予定です。盛りだくさんの内容ですが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

#### ・議 事

##### 【佐藤 部会長】

それでは、さっそく議事の方に入らせていただきます。まず、配付されている資料の次第の（2）の順番に沿って、まずは、報告事項（1）の①障害福祉計画（療育支援関連）の進捗状況及び②児童福祉法の改正につきまして、事務局のご担当の方から説明いただくこととなります。よろしく申し上げます。

【障害福祉課石村班長、特別支援教育課篠宮指導主事、吉村指導主事】

資料1-1「表① 第五次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表」、資料1-2「表② 第五次千葉県障害者計画 数値目標 達成状況管理表」、資料1-3「表③ 第五次千葉県障害者計画 主要施策管理表 平成27年度」及び資料2「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律について」を説明。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

【新福委員】

放課後等デイサービスの必要数について、人口何人に対して何人とかの基準はあるか。

【障害福祉課 石村班長】

これから県で各市町村に対して現在の箇所数等を調査した上で検討していきたいと考えている。

【吉田委員】

放課後等デイサービスは数からすればAだが質はCとか、何か別の指標があった方がいい。退場してもらってもいいと思われる質の悪い事業所があるので、このあたりは監査をもっと厳しくするとか、きちんとしていただきたい。

【障害福祉課 石村班長】

今年度から放課後等デイサービスの指定申請の際に児童発達支援管理責任者の審査で前年度より細かい審査をするよう見直しをしてきている。今後もサービスの質が担保できるよう改善に努めていきたい。

【田中委員】

医療型障害児入所施設の入所定員だが、567人と大変大きな数になっているが、ここはみんな療養介護と併せてやっていて大部分は成人が利用しているということで、子どもだけではないということがひとつと書かれていればいいと思う。

【佐藤部会長】

引続き報告事項③療育手帳取得に係る知能検査結果の開示について事務局より説明願います。

【障害福祉課 猪野副課長】

資料3-1旭市地域自立支援協議会からの要望書、資料3-2旭市地域自立支援協議会への報告、資料3-3情報提供書（知能検査結果）交付申請書、資料3-4療育手帳判定に係るIQ情報等の提供方法について。資料3-5知能検査結果の開示に係る今後の対応について（案）について説

明。

**【小野委員】**

親として自分の子どもの発達の状態を知る意味で簡単に開示してもらうことは可能なのか。

**【障害福祉課 植田班長】**

現在でも知能指数の判定を受けた際に、概ねの数値を口頭で説明していることを児童相談所から聞いている。正確な数値がいつ時点で確定するかという問題があるが方向性としてはそういう説明をさせていただいている。

**【佐藤部会長】**

資料3-5を旭市の地域自立支援会長あてにこういう形でこのように回答することで確認が取ればよろしいでしょうか。ありがとうございました。この案をとってもらう形で旭市に回答することにしたいと思います。それでは審議事項の①千葉県障害児等療育支援事業について事務局より説明願います。

**【障害福祉課 猪野副課長】**

資料4-1障害児等療育支援事業（29年度）の見直しに係る検討事項について説明。

**【障害福祉課 廣瀬副主幹】**

資料4-2実態調査票の記入方法、資料4-3千葉県障害児等療育支援事業実態調査票及び資料4-4障害児等療育支援事業見直しに関するスケジュール案について説明。

**【前本委員】**

昨年度開催された県主催の事業者説明の中で複数の事業所から学校を施設支援指導事業から外すのは現実的ではないという意見が出た。これについて回答がされていないが県はどのように考えているか。

**【障害福祉課 古屋課長】**

学校には特別支援教育コーディネーターが既に多く指名されていることと、児童福祉法の改正により児童発達支援センターが学校を支援することが努力義務となったことを踏まえて学校を対象とすることを見送っている次第である。

**【前本委員】**

児童発達支援センターは未就学の児童を対象としており、就学後の児童については対象ではないので学校教育を受けている子どもを本来支援していく施設ではない。努力義務とあったとしても無報酬で行くわけです。それから、特別支援教育コーディネーターは校長の指揮下にあるから学校を防衛する側に回るのです。結局、揉めっぱなしで第三者が入らざるを得ない。私の考えでは教育の延長に家庭支援は入っていない。福祉の側から言うと、学齢期の方の生活支援の中に学校生活は必然的に含まれてくるのです。そこでうまくいっていない場合

は仲裁に入ることが責務であって、そういう時に生活の場を福祉がサポートするのはありだ  
と思う。だからこそ児童発達支援センターが学校を支援しなさいと言っているわけで、障害  
児等療育支援事業は手帳の有無を問わずに困っているお子さんの支援をしましょうというの  
がこの制度の趣旨ですから、私はこの事業で学校を対象にすべきだと思っている。子どもの  
利益を代弁するのは福祉の側になる。そういう意識はありますか。

#### 【吉田委員】

今回、アンケート調査はガイドラインの作成に向けて一定の前進があったと思う。それか  
ら、学校のコーディネーターというのは特別支援学級の先生が指名されて、なりましょうと  
いうことで数だけ整えたという側面があるのは否めない。例えば、私がいた鎌ヶ谷市では発  
達支援部会が自立支援協議会の中に作られており、そこには学校の先生も入っていただいて  
別の形で連携をして支援に向けていくという形で作っていました。また、厚労省が出した今  
後の障害児支援のあり方という報告書が26年に出ているが、その中でも縦横連携という形で  
相談支援を中心にうまく作っていきましょうという形が出ているので、この事業ではなかな  
か難しい面があるので地域の相談支援の事業所とか発達支援センターを含めて複数でやっ  
ていかなければいけないと思っている。ですから相談支援事業所が中心になっていくかどう  
かよりは、その地域にある資源を繋ぎ併せてマネジメントする役が重要で、ある面では自立  
支援協議会であったり相談支援の事業者であるので、複数のプレーヤーにするような仕組  
みの方が良いと思う。

#### 【前本委員】

学校教育が動いているのはわかっているが、それぞれがプレーをしているとどう  
しても隙間ができる。誰もが手が出せないケースがあるので、ここで給付を止める  
必要はない。現場で協力し合う中で福祉の側も施設支援の一環として一部入り  
込むというような場合にも給付があるという制度は残しておいて頂きたいという  
ことです。

#### 【障害福祉課 古屋課長】

学校でのコーディネーターの役割は先程伺ったとおり違うことは少し理解した。ただ、実  
際に学校の現場に特別支援コーディネーターを増やしていくということで教育サイドが動い  
ているところなので、まずその状況を見守ってから今後検討する必要があると考えている。

#### 【前本委員】

実際に動いているのは校長先生、各市町村の特別支援教育担当の指導主事、各  
教育庁の各地域の分室の指導主事である。そこで話をつけて善処することが必要  
になってくる。登校できない状況になった時のサポートは福祉がやっている。学  
校も家庭に行ってくれるケースもたくさんあるが、それでも足りないケースが出  
てくる。お子さんの本音を代弁するのは最終的に福祉になってくるので、給付が  
残ってもいいと思っているがいかがか。

**【佐藤部会長】**

学校によってはある意味コーディネーターは外部機関との窓口になっているのでさまざまな取組みがなされているのも事実である。必ずしも福祉サービスの側が学校に入り込むのではなくてコーディネーターに来てもらうのも校長の判断で充分できることで、私もコーディネーターをやっていた時に行っていた。必ずしも福祉の側が学校に入るということではなくて、学校側からサービス機関と一緒にその事例について議論を深める方向性も充分ありだと思があるので、そういうことを踏まえるならば一足飛びに福祉の側がどんどん入るべきだということにはならないのではないかと思うが、そこは多少時間をかけながら学校側からの歩み寄りを求めてくる必要があると考えている。

**【前本委員】**

平成25年度までは学校に行って給付を受けていたので新規に付けてくださいということではない。予算が足りないため学校は対象外とされた。それまでは学校に行っても不合理なことはなかった。給付があろうとなかろうと学校と協力してやっていきたい。不合理がないので元に戻しましょうという話なのでいかがか。

**【吉田委員】**

私は現場にいて見ていたのだが、例えば学校に行ってコーディネーターがいますよ、それから困難事例があった場合には私どもだと発達支援センターが絡むし子ども課の児童相談司だとか資源はたくさんあるのです。大事なのは資源増えているのだけどマネジメントができていないから資源の割にそれがうまく動いていない。必要なのはプレイヤー同士を繋ぐ役割を誰がするかということ。そこはマネジメントする力を付けていく、そして隙間を埋めていくという方向に転換を図ってよいと考えている。

**【前本委員】**

今回の実態調査先に学校が入っていない。県に申告しなくても現実には学校に行っているからこの調査結果がまとまって学校に行っている実態が浮かび上がらない。もう一度調査内容を練り直していただきたい。

**【佐藤部会長】**

実際何をしたいのかということ把握する調査だと思うが、実はもっとこういうことをしたいという事業所側の思いがあると思われるので、質問項目の調整が可能であるならばお願いしたい。7月10日に発足する受託事業者連絡協議会と内容を詰めて共同で調査をしたいと思うがいかがか。

**【障害福祉課 古屋課長】**

予算要求も視野に入れられないといけないので時間の関係上、本日の意見を聞いて反映させるべきところは反映させていただきたい。

**【前本委員】**

時間がないのなら準備会のレベルでも良いのなら発起人代表として交渉に当たりたい。

**【小野委員】**

親の立場からすると学齢期でこの事業を利用する方は学校の生活はうまくいっていないと思う。どこに相談したらいいかというところが現状からすると福祉・医療関係にお願いすることが多い。学校でうまくいっていない場合は、学校の理解が充分でないことが原因であったりするので、何かしらの救いを求められる部分をこの事業で行うのか、他の事業でできるかということは是非どこかに入れて頂きたい。何らかの手立てができるということを保護者の方にわかりやすく周知してもらいと思う。

**【前本委員】**

民間の受託事業所所在地の市町村職員はこの事業の存在を知らないなので、調査先に市町村を入れて周知をしていただきたい。

**【佐藤部会長】**

時期的にはこのスケジュールでなくても例えばライフサポートファイルのアンケートは取りますか。

**【障害福祉課 廣瀬副主幹】**

12月頃に取ります。

**【佐藤部会長】**

市町村への調査はその時期に合わせてもよろしいか。

**【前本委員】**

いつでもいいと思う。大事なアンケートなのでじっくり練っていいものを作ってもらいたい。

**【佐藤部会長】**

おそらく次回の部会でライフサポートファイルの案件なども上がってくると思われるので、そこに合わせて今の療育支援事業に関するアンケートも乗せる形で各市町村にお願いしていただきたい。

**【吉田委員】**

4月に市町村の各担当の課長会議があると思うが、そこで県の予算についての説明がされているので重点はここですという形で扱っていただくのと、市町村によっては子どもの発達支援を障害側に置いているところもあれば、子どもの側に置いている部分もあるので、そういう面では周知徹底がしにくい所がある。市町村

ごとに所管が障害にあるのか子ども課に移っているのかについて調査されておくとよろしいと思う。

**【佐藤部会長】**

次回の部会でライフサポートファイルのアンケート調査を検討することになるかと思しますので、今のご意見も併せてご提案をよろしく申し上げます。それでは29年度の重点事業案について事務局より説明願います。

**【障害福祉課 石村班長】**

資料5「平成29年度重点事業（案）」について説明。

**【時田委員】**

以前、療育支援コーディネーターの連絡協議会に参加して話を伺ったが、設置されている市町村が少ない原因は何か疑問に思ったので、県としてどのように療育支援事業と療育支援コーディネーター事業を位置づけているのかお聞かせいただきたい。

**【障害福祉課 古屋課長】**

療育支援事業については法定サービスに繋げるという形でこれまで実施してきたところであるが、なかなか予算額が膨らませないという中でこういった形でエビデンスに基づいて効果的に事業を実施していくかということは今考えていく時期にある。療育支援コーディネーターについては地域生活支援事業を活用して実施しており、市町村がこういったメニューを選ぶかということが鍵になってくる。県としてはお願いをして行きつつも、他の市町村の地域生活支援事業に目配りしつつ少しでも増えていくように努めていきたい。

**【前本委員】**

私自身が療育支援コーディネーターの連絡協議会の会長をしており、その立場で報告すると普及はなかなか進まないという現状がある。国と県が4分の3の補助金を出すに当たって、その圏域の全市町村の参加が条件となっている。どこかの市が乗らないと成立しなくなるので、そこは要件として厳しいという意見を頂いている。それから療育支援コーディネーターになるには非常に高い専門性を要求されているため、コーディネーターそのものを養成するシステムがない限り苦しいと感じているので、例えば専門家の一歩手前ぐらいで兼業でも構わないからやってもらうという形で制度設計を柔軟にしないと、今後も普及しないと実感している。

**【鈴木委員】**

資料2の医療的ケアを要する障害児の説明の部分で、厚労省から6月の初めに保育所においても医療的ケアを要する障害を持つお子さんの入所を整備する内容の通知が出ていると思うが、まだまだ看護師の配置が進んでいないという現実がある。特に人工呼吸器とか胃ろう、痰の吸引とかのさまざまな処置が必要となってくるので、そこは努力目標のレベルかもしれないが確実に将来的にはそういう傾向になってくると思われる。その場合、千葉県としてどのように考えるのか。

**【障害福祉課 古屋課長】**

通知の件だが障害者総合支援法の改正に伴うものと思われる。保育関係では医療的ケア児については、今回、連携の規定というのが設けられており交付日施行ということで実施されているので、それに合わせて通知されていると思われる。保育所の看護師の配置だが、障害児の受け入れに当たって県で加算制度が設けられており、子育て支援課の方で実施されている。そういった意味では障害福祉課と子育て支援課で連携をとり体制の整備に向けて検討していきたいと考えている。特に保育所での受け入れは条例に基づく推進会議でも検討課題として以前から残っているものであるため、引続き児童家庭課と連携しながら取り組んでいきたい。

**【田中委員】**

医療的ケアを要する障害児は今までの障害とは全然違い、重症児とかではなく走り回っていて気管切開しているとか、そういうお子さんのことだと思う。そういうお子さんを普通の方は見たことがないと思う。そういう方からの問い合わせがあった場合に、できませんではなく是非会ってもらうことからお願いしたい。

**【小野委員】**

障害の子どもを見てもらえる医療機関の絶対数が足りていない。診断だけで終わるケースがとても多いために、問題が大きくなり二次障害が起きている。また、今後、今よりも発達障害の子達は年齢が上がって行くにつれて問題が増えていくケースが多いので各市町村にうちの市ではこういう先生と契約しているというようなシステムがあってほしいと思っている。私は現在の状態を把握していないのでその辺はいかがか。

**【障害福祉課 古屋課長】**

障害者差別解消法が今年度からスタートしているということもあり、医療機関とかに障害のあるお子さんを受け入れるに当たってどういったことを配慮すべきかという指針を国が作ってそれを周知している状況である。医療機関への周知をする中でどういった所が受入をしているということも探っていければいいと考えている。

**【前本委員】**

児童相談所の情報開示の件について開示する相手の説明はあったのか。

**【障害福祉課 植田班長】**

保護者から情報提供書という様式を付けさせてもらい申請いただいている。

**【前本委員】**

千葉県は保護者が請求しても主治医あての封筒で返される。茨城県は保護者に返している。

**【障害福祉課 植田班長】**

それは用途により異なる。例えばライフサポートファイルの作成のためというような申請であったら保護者に返される。



**【前本委員】**

何のための申請か書かないと主治医宛てになる。保護者は何が書いてあるかドキドキする。何が書いてあるか知らずに保護者に返すことが障害児の親御さんに対する支援になっているか考えて頂きたい。児童相談所は「主治医様」としか書かない。本人に返すべきではないか。その背景に児相は虐待を扱っているので親は子の敵だと思えというような児相文化があるのだと思う。とにかく親には見せない。お母さん達はみんな児相に不信感を持っている。また、国では子どもの保護と親子支援を同時にやるのは難しいから切り分けようという議論をワーキングチームでやっている。子どもの命を守る部署と障害児の育児支援をする部署は分けた方がいい。そこまでを含めて考えて下さい。

**【障害福祉課 古屋課長】**

情報提供の仕方だが親御さんあてに渡すということであればおっしゃるとおりだと思うが、医者に直接渡すこともあって使用目的以外で使用するのを固く禁じますというふうに書いてあると思う。県の個人情報保護の条例に基づいてこういった規定を設けているところだが、使用目的の部分はある程度柔軟に書くことで広く使えるようにすることが可能と思っている。提供方法については現場の児童相談所サイドとよく相談して決めていきたいと考えている。

**【佐藤部会長】**

もともとはライフサポートファイルの目的での開示に対して消極的な児童相談所があるということだったので、先程の案をとるということで確認したところです。今の議論はもう少し幅広くなるかと思うので別の機会に議論いただければと思います。

**【障害福祉課 猪野副課長】**

今回の療育支援専門部会ですが、開催日時と場所につきましては皆様にご連絡させていただきました。以上をもちまして第1回療育支援専門部会を閉会します。